

### 不動産の公売を実施します!!

市では、市税の滞納処分のため不動産の公売を行っております。

#### 1.うるま市と宜野湾市の合同公売【終了】

8月14日(月)～16日(水)に実施しました。公売結果は、市ホームページにてお知らせします。

#### 2. 沖縄県・市町村の合同公売【予定】

例年、県税・市町村税徴収強化月間(11月～12月)の期間中に、コザ県税事務所と中部市町村合同で実施してきましたが、今回は開催規模を「沖縄県全域」に拡大し実施する予定です。

**公売の方法** 期間入札

**入札期間** 10月31日(火)～11月2日(木)

**開札日** 11月7日(火)

**公売場所** コザ県税事務所

※公売物件は、決定次第市報や市ホームページでお知らせします。

☎納税課 内線 251・254・259

### ～働く人の明日をつくる～ 就業構造基本調査のお知らせ

総務省統計局では、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。調査対象は、統計理論に基づき無作為に選ばれた全国の約52万世帯(15歳以上の世帯員約108万人)です。

調査をお願いする世帯には、9月下旬に調査員が訪問し、調査書類をお配りします。皆様により便利にご回答いただくため、パソコンやスマートフォンを使って、簡単にインターネットで回答することも可能となっておりますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします

☎企画政策課統計係 893-4103

### 国民年金保険料の後納制度

後納制度とは時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成30年9月までに限り、過去5年以内の保険料を納めることができる制度です。後納制度を利用する事で将来受け取る年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納制度を利用するには事前のお申し込みが必要で、日本年金機構による審査があります。詳しい内容は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

(例) 未納の平成24年9月分 → 平成29年9月末まで納付可能

#### 【後納制度をご利用いただける方】

- 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間(免除以外)や未加入期間がある方
- 60歳以上65未満の方で、上記1の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- 65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など

※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方はお申し込みできません。

☎コザ年金事務所 933-2267 自動音声案内②⇨②



### 軍用地の買取りについて [5,000万円の特別控除の適用があります]

市と県は普天間飛行場返還後のより良いまちづくりを進めることを目的に、学校用地(市)や道路用地(県)の確保のため、普天間飛行場内土地の買取りを実施します。

市・県に売却した場合、譲渡所得等については最高5,000万円までの特別控除の対象となります。(国税事務所との協議により特別控除を受けられない場合もあります)

#### 準備いただくもの

- ①印鑑(認印でも可)／②本人確認書類(免許証等)／③土地賃借料算定調書および土地明細書(最新のもの)

#### 受付期間

第三期 9月1日(金)～10月31日(火)

※ご不明な点などありましたら、ご連絡ください。

☎まち未来課 内線 309

### 宝くじは地域づくりに 役立てられています

真志喜区自治会では、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行っているコミュニティ助成事業を活用して、テーブルやイスなど地域コミュニティ活動に役立つ備品を購入しました。

本事業は、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域の結束を強化することを目的に実施されています。



☎市民生活課 内線 437



### 国民健康保険課から国保にご加入の皆様へ制度改正のお知らせです。

現在の国民健康保険は、市町村ごとに運営されていますが、平成30年4月からは、沖縄県も市町村と共に国保運営を担うこととなります。

#### どうして沖縄県と市町村でいっしょに運営する必要があるのか？

国保が抱えている3つの構造的課題があります。

##### ①「年齢構成が高く医療費水準が高い」

国保は退職後の人も多く含まれ年齢構成が高くなっています。その影響で医療費も多くかかることになります。

##### ②「所得水準が低く保険税の負担が重い」

会社に勤めている人は職場の健康保険に加入する一方、国保は「国民皆保険制度の最後の砦」として退職した人などが多く加入するため、どうしても所得水準が低く、保険税の支払能力に限界があります。

##### ③「財政運営が不安定で赤字になっている小規模な保険者が多く存在する」

国保は市町村単位のため小規模な保険者が多く、重大な病気などで加入者の少ない国保ではその医療費負担が大きく、安定した財政運営が難しくなっています。

そこで、市町村国保の財政を都道府県単位化することで、安定的な財政運営を目指すとともに、市町村事務の効率化・標準化・広域化を推進します。

#### 沖縄県と市町村の役割はどうか？

沖縄県内で保険税負担を公平に支え合うため、沖縄県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた標準保険税率を提示・公表し、保険給付に必要な費用は全額市町村に支払います。

沖縄県の主な役割	市町村の主な役割
<b>国保運営の中心的な役割(財政運営の責任主体)</b>	<b>加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶市町村ごとの国保事業費納付金を決定</li> <li>▶各市町村の標準保険料率を提示</li> <li>▶給付に必要な費用を全額、市町村へ支払</li> <li>▶国保の統一的な運営方針を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶加入者の資格管理(各種届出の受付・保険証の発行等)</li> <li>▶保険税(料)の賦課・徴収</li> <li>▶給付の決定、支払</li> <li>▶左記の国保事業費納付金を都道府県に納付</li> <li>▶保健事業など、加入者の健康づくりのための事業を実施</li> </ul>

#### 加入者にはどんな影響があるのか？

市町村国保の財政運営のしくみは変わりますが、医療の受け方は変わりません。また、保険税(料)の納付先や保険給付の申請、各種届出の窓口は、これまでどおりお住まいの市町村となります。

これからは沖縄県が国保保険者としての資格を管理することになるので、同一都道府県の他の市町村へ転居した場合でも資格は継続します。(保険証は転居後の市町村で改めて交付します)これに伴い、過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度(多数回該当)について、同一都道府県の他の市町村への転居で、転居後も同じ世帯であることが認められたときは、資格は継続しているため、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めることとなります。これにより、該当者の負担が軽減されることとなります。

【例】

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
これまで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目
				同一都道府県市町村内転居			ここから該当
平成30年度以降	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目

ここから該当  
【通算されることにより、限度額が軽減されます】